

1 目的

公益通報者の保護を図るとともに、国民の生命、身体、財産その他の利益の保護に関する法令の規定の遵守を図り、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資すること

2 公益通報

- 労働者・退職者・役員が
- 不正の目的でなく
- 勤務先における^(※1)
- 刑事罰・過料の対象となる不正を^(※2)
- 通報すること

※1 勤務先自体・勤務先の役員・従業員等についての

※2 国民の生命・身体・財産等の保護に関する法令(約500本)に規定する
 ①直接に刑事罰又は過料が科せられる行為
 ②最終的に刑事罰又は過料が科せられることにつながる行為

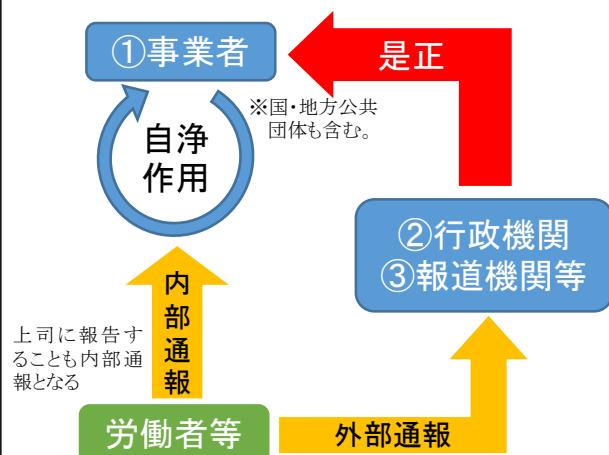
3 保護の内容

- 解雇は無効^(※3)
- 降格・減給その他の不利益な取扱い^(※4)は禁止
- 損害賠償請求の制限
- 公益通報をしたことを理由として解雇や降格・減給をされた者は、裁判で争うことができる

※3 役員について、解任は無効とならないが、損害賠償請求が可能

※4 配置転換や嫌がらせなども禁止される

4 通報先と保護の条件



【保護の条件】 通報先により異なる

- ① 事業者(内部通報) ※国・地方公共団体も含む。
不正があると思料すること
- ② 行政機関
不正があると信ずるに足りる相当の理由があること (例: 目撃した場合、証拠がある場合 など)
又は
不正があると思料し、氏名などを記載した書面を提出すること
- ③ 報道機関等 (通報対象事実の発生・被害の拡大を防止するために必要であると認められる者)
不正があると信ずるに足りる相当の理由があること
及び
次のような事由があること (例: 内部通報では解雇されそうな事由、
生命・身体への危害、財産への重大な損害が発生する事由 など)

5 事業者の体制整備義務

- 事業者^(※5)に、内部通報に適切に対応するために必要な体制の整備等(窓口設置、「従事者」の指定、内部規程の策定等)を義務付け
- 体制整備義務違反等の事業者には行政措置(助言・指導、勧告及び勧告に従わない場合の公表)
- 内部調査等の従事者に対し、通報者を特定させる情報の守秘を義務付け(違反した場合には30万円以下の罰金)

※5 常時使用する労働者の数が300人以下の事業者については努力義務